

## 経営権争奪事件からみた会社法実務発展（二） 監査役と独立董事の株主総会招集権（前編）

### 二、監査役と独立董事の株主総会招集権

会社法第 171 条「株主総会は、この法律に別段の規定がある場合を除き、董事会が招集する」に基づくと、株主総会は原則として董事会が招集する。しかしながら、董事の辞任や死亡、若しくは経営権争いにより董事会が株主総会を招集できない、又はしたくない等の特殊な事情がある時、少数株主<sup>1</sup>又は監査役<sup>2</sup>が会社法に基づき招集を提起することができる。更に、2018 年の法改正時に、発行済株式総数の過半数の株式を 3 ヶ月以上前から引き続き保有する株主は、董事会への請求又は主務機関への許可の申請を得ずに、自ら株主総会を招集することができる<sup>3</sup>とする規定が加えられた。

本文においては、先頃上場会社 D において勃発した経営権争奪事件の中で、独立董事が証券取引法第 14-4 条及び会社法第 220 条に基づき臨時株主総会を招集したうえ、法人董事及び董事長の職務の解任を提案した行為に関連し、「**監査役と独立董事の株主総会招集権**」に焦点を当てて紹介する。

#### （一）監査役の株主総会招集権

1. 監査役は、裁判所の命令によって株主総会を招集する場合<sup>4</sup>を除き、会社

#### **<sup>1</sup> 会社法第 173 条第 1 項：**

発行済株式総数の 3%以上の株式を 1 年以上引き続き保有する株主は、提議事項及び理由を明記した書面をもって、董事会に臨時株主総会の招集を請求することができる。

#### **<sup>2</sup> 会社法第 220 条：**

監査役は、董事会が株主総会の招集を行わない、又はできない場合を除き、会社の利益のために必要なときは、株主総会を招集することができる。

#### **<sup>3</sup> 会社法第 173-1 条：**

発行済株式総数の過半数を 3 ヶ月以上引き続き保有する株主は、自ら臨時株主総会を招集することができる。（第 1 項）

前項の株主の株式保有期間及び持株数の計算は、第 165 条第 2 項又は第 3 項の株式名義書換停止時に保有の株式に準じる。（第 2 項）

#### **<sup>4</sup> 会社法第 245 条第 2 項：**

裁判所は、検査人の報告に対して必要があると認めるときは、監査役に株主総会の招集を命じ

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

法第 220 条「監査役は、董事会が株主総会の招集を行わない、又はできない場合のほか、会社の利益のために必要なときは、株主総会を招集することができる」に基づき招集を行う。しかしながら、「会社の利益のために必要なとき」とは、「董事会が株主総会の招集を行わない、又はできない」前提に限られるのかどうかが論争となっている。

- (1) 経済部の書簡<sup>5</sup>に基づく、監査役による株主総会の招集は、「董事会が株主総会の招集を行わない、又はできない」場合に限らない。一方、「必要なとき」の認定について経済部は、具体的な個別案件に紛争が生じる場合、司法手続きに従い解決を求めるべきだと示している。
- (2) このほか、学説の見解では、「董事会が株主総会の招集を行わない、又はできない」というのは、実際には「会社の利益のために必要なとき」の例示規定<sup>6</sup>であると示されている。即ち、経済部の書簡と同じ結論である。
- (3) また、裁判所の見解からみると、伝統的な実務見解に基づけば、監査役の招集権は一つの補充性の権利であって、「董事会が株主総会の招集を行わない、又はできない」状況下で、会社の利害関係に基づいて招集しなければならず、そうであってこそ初めて適切である（最高裁判所 90 年度台上字第 1746 号判決を参照）と解されていた。しかしながら、最近の実務見解では、経済部書簡の意見を採用する傾向が段々と強まってきているほか、最高裁判所の判決でも原審で指摘された、本条でいう「必要なとき」とは「董事会が株主総会の招集を行わない、又はできない」状況を前提とすべきとの見解が破棄されている。（最高裁判所 107 年度台上字 2174 号判決を参照）

2. 目下のところ、「会社の利益のために必要なとき」について、「董事会が株主総会の招集を行わない、又はできない」状況下に限らないとする見解が多数見受けられるが、本条でいう「会社の利益」と「必要なとき」の定義に対する主務機関のより具体的で、かつ特定の標準はなく、ただ

---

ることができる。

<sup>5</sup> 経商字第 09302055200 号令、経商字第 09402019810 号令

<sup>6</sup> 林國全、2005 年 6 月「監査役が自ら行う株主総会の招集」月旦法學教室第 32 期、p37  
(王文宇、2018 年 10 月『会社法論六版』、元照出版、p385-386 からの転載)

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

司法手続きに従うべきとしている。つまりは、裁判所の個別の案件に応じた判断に基づくべきであるゆえ、このような状況を踏まえ、かかる関連判決を研究し、下記の通りにまとめる。

- (1) 会社法第 220 条にいう「会社の利益」について、会社の利益が必ずしも株主の利益と一致するわけではないため、個別又は株主全員ではなく、「会社」を強調するものになっている。企業合併法第 5 条第 1 項「会社が合併を行うとき、董事会は『会社の最大利益』のために行うとともに、善良な管理人の注意を以って合併に係る事項を取り扱わなければならない」を例としてみると、合併を行う際には、順調に手続きが捗り合併の目的が実現できるようにするために、株主利益に係る株式交換比率・合併後の会社従業員の留任問題・会社文化の継続等（を含むがこれに限らない）の課題を考慮しなければならない。（台湾高等裁判所 96 年重上字第 145 号民事判決を参照）
- (2) このほか、「必要なとき」の解釈は、比例原則に則らなければならない。さもなければ、監査役又は独立董事が些細なことで会社の株主会議を招集したうえ、社内の他の規程又は会社法の関連規範に従わずに事を行うことで、会社及び董事にその対応に奔走させることになり、会社の正常な運営に影響させてしまうことになる。（台湾高等裁判所 99 年度上字第 1166 号民事判決を参照）
- (3) 具体的な案件を例にすると、ある会社の董事が株主総会による「競業禁止」の免除を承認する決議を経ずに、勝手に類似業務に従事して会社の利益を損害した。そのうえ、**董事会に対し臨時株主総会の招集を幾度も請求したにもかかわらず開催されなかった**。ゆえに、監査役がこれを自ら招集することは必要で、会社の利益のために行ったことになり、会社法第 220 条の規定に適合すると認められる。（最高裁判所 108 年台上字第 2092 号民事裁定を参照）

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。